

総 務 大 臣
麻 生 太 郎 殿

統計審議会会長
美 添 泰 人

諮問第 299 号の答申
特定サービス産業実態調査の改正について

経済産業省は、平成 17 年に実施を予定している特定サービス産業実態調査（指定統計第 113 号を作成するための調査）について、平成 14 年 3 月の日本標準産業分類の改定を踏まえ、サービス産業の活動実態を適時、的確に把握するため、新聞業及び出版業の調査を新たに実施することを計画し、また、調査対象の把握状況を勘案して、エステティック業の調査を休止すること等を計画している。

本審議会は、今回の改正計画全般について、統計の体系的整備、統計需要への的確な対応、報告者負担の軽減等の観点から審議した結果、下記の結論を得たので答申する。

記

1 今回の改正計画について

(1) 新聞業及び出版業の調査の追加

ア 調査業種の追加

平成 14 年の日本標準産業分類の改定を踏まえ、サービス産業の活動実態を適時、的確に把握するため、平成 17 年調査において「教養・生活関連産業」業種の一つとして新聞業及び出版業の調査を新たに実施する計画である。

これについては、日本標準産業分類の改定において、新聞業及び出版業が大分類 F－製造業から新設大分類 H－情報通信業に分類移設されたことにより、平成 14 年以降の工業統計調査（指定統計第 10 号を作成するための調査）の調査対象業種から除外されたという背景があること並びに新聞業及び出版業の把握が GDP 推計のための基礎統計の整備として求められていることから、適当である。

イ 調査単位及び調査事項

新聞業及び出版業の調査は、企業を単位とし、経営組織及び資本金額、従業者数、年間売上高等各業種に共通する事項のほか、本業種に独自の事項として新聞発行種類数、書籍新刊発行点数及び雑誌発行銘柄数を調査する計画である。

企業を単位とすることについては、事業所を単位とすると、新聞社における通信局等や出版社における編集部門等当該業種の重要な部分を把握することができない場合があることから、適当である。

また、新聞発行種類数、書籍新刊発行点数及び雑誌発行銘柄数を調査することについては、これらが新聞業及び出版業における経済活動を特徴的にとらえる事項であり、かつ、これらについてのデータが十分に存在しないことから、適当である。

(2) エステティック業の調査の休止

エステティック業については、「教養・生活関連産業」業種の一つとして平成17年調査を行う予定であったが、調査対象の把握状況を勘案して、当該調査を休止する計画である。

これについては、平成14年調査結果において、業種定義に該当する事業所の判別が困難であったこと、現状においても業界団体の組織率が低いことなど調査対象の把握が困難な状況であり、やむを得ない。

なお、調査を再開するに当たっては、調査対象名簿の整備を中心とした調査環境の改善が図られているかどうかを踏まえる必要がある。

(3) その他

その他の改正計画の主なものとして、フィットネスクラブ調査票において、月別利用者数及び曜日別利用者数割合の把握を中止することとしている。

これについては、月別利用者数については、特定サービス産業動態統計調査（統計報告の徴集）において動向の把握が可能であること、曜日別利用者数については、これまでの調査でその動向が把握できたことなどから、適当である。

2 今後の課題

(1) 新聞業及び出版業の調査対象名簿については、平成13年の工業統計調査及び業界団体の名簿を基に整備する計画であり、これについては、他に代替する名簿がないことから、今回の調査ではやむを得ないと考えられるが、今後、新聞業及び出版業を対象に同様の調査を行う際には、この調査が企業を対象とする全数調査として実施されることにかんがみ、把握漏れをできるだけ少なくするために、調査対象名簿の整備の在り方についての検討を行う必要がある。

(2) 新聞業及び出版業に関する調査事項については、今回の調査結果等を踏まえて、紙媒体以外のインターネット等による有償提供の状況等をよりの確に把握することの可能性を検討する必要がある。

(3) 本調査については、結果の利用に当たって重要と考えられる調査客体数、回収率等統計調査に関する情報が十分に提供されていない状況にあることから、より適切な公表の在り方について検討する必要がある。